

就労訓練事業推進に向けたキャリア・ラダー構築事業
大阪府よりおおさか就労訓練事業促進センターが受託を受けて実施しています

就労訓練事業 実施事業所募集！

● 『シゴトへのもう一步』に応援をお願いします。

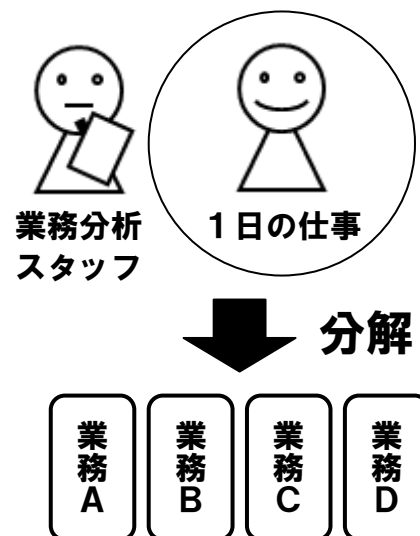
今回の事業は、何らかの課題により、すぐ一般就労につく事が難しい方を対象とした就労訓練事業です。

『課題』は時として一般就労への大きな壁となります。そうした方々に合った『一般就労へのはしご作り』にご協力をお願いいたします。



● モデル事業では無償で業務分解スタッフを派遣します！

『はしご作り』成功のポイントは、『業務分析・業務分解』です。何気なくこなしている仕事も、よく観察すると細かい内容に分解できます。モデル事業では、業務分析スタッフを派遣して業務内容をリスト化します。就労訓練実施時には、業務リストを活用して訓練生の得意な業務から初め、一般就労に必要なスキル習得を目指します。



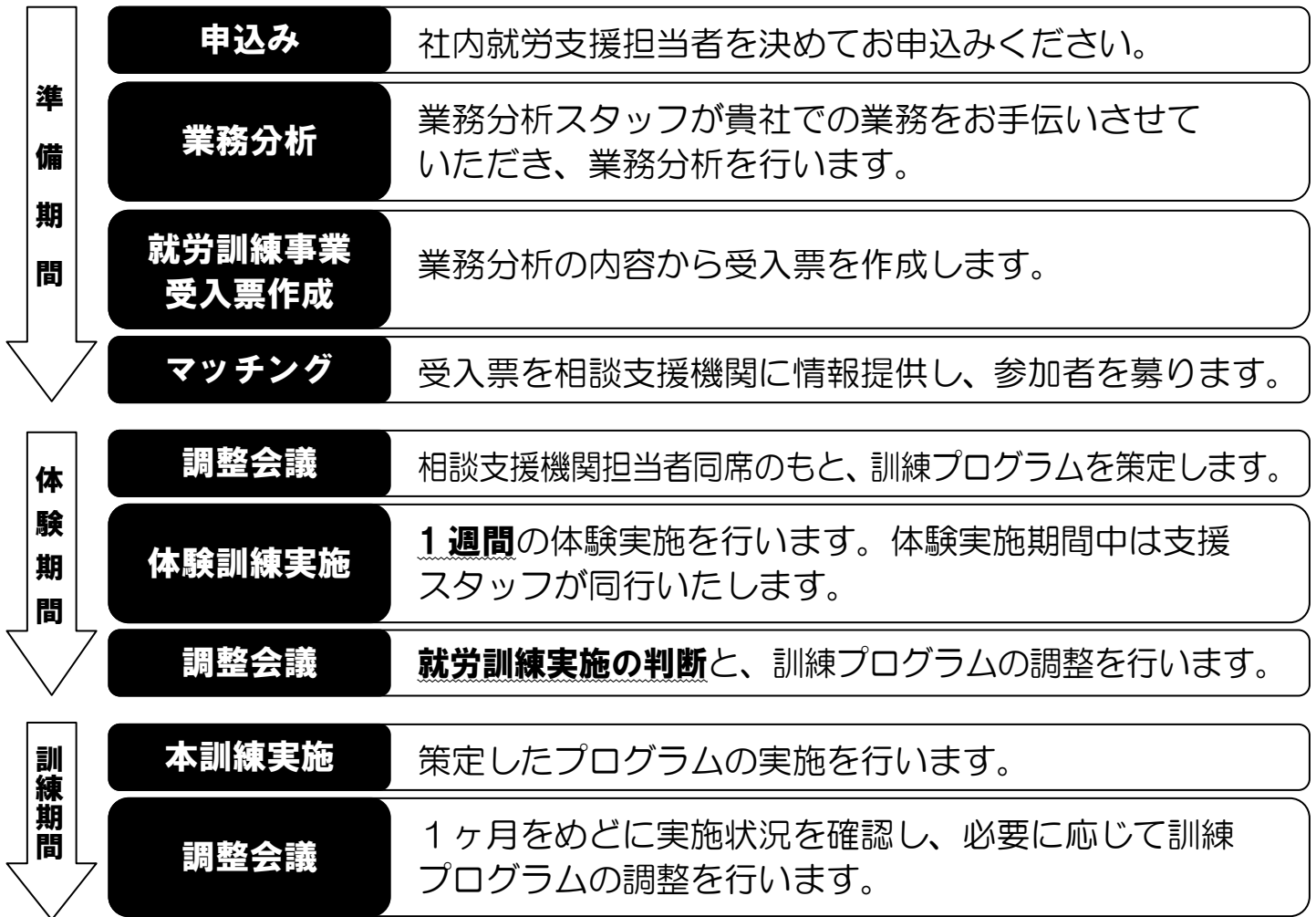
● 働きやすい職場づくりで、人手不足を解消しませんか。

『働きやすい職場』ポイントの一つは、働く人に合った仕事づくりです。課題を抱えている方が働き続けられる職場は、誰もが働き続けられる職場です。人手不足でお悩みの事業所様、モデル事業の機会を是非ご活用ください！

モデル事業は2015年3月で終了となります。

『検討中』、『詳細をもっと知りたい』という事業所様、もれなくお問い合わせを！

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 就労訓練事業実施の流れ ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆



モデル事業では **最長3ヶ月** の訓練期間を予定しております。
 訓練期間終了後は相談支援担当者の元、一般就労を目指します。

就労訓練事業はガイドラインに沿った実施が必要です。

【就労訓練の2形態と主な注意点】

非雇用型

- ・ 確認書により条件の同意を取ります。
- ・ 一般業務と比べ、軽い作業内容です。
- ・ 最低賃金法の適用外ですが、作業に応じた工賃の支払いをお願い致します。
- ・ 労災保険の対象外となるので、代替の保険加入などが必要となります。

支援付雇用型

- ・ 雇用契約の締結が必要です。
- ・ 労働関連法令の対象となります。
- ・ 非雇用型同様、就労支援担当者の設置など、支援体制の構築が必要です。
- ・ 一般の従業員と同じ作業内容の設定が可能です。

生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業のガイドライン実施に関するガイドライン（平成26年度）より要約

就労訓練事業にご協力いただける場合は、弊センターにご連絡ください。

おおさか就労訓練事業促進センター

〒556-0027 大阪市浪速区木津川2丁目3番8号

Aダッシュワーク創造館内

TEL：06-6562-0410 / 担当：直林なおばやし

Mail：naobayashi@adash.or.jp

